

H24 年度 海外制度調査

シンガポールにおける理容・美容産業制度調査

2012 年 9 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 シンガポール事務所

目次

1. はじめに.....	1
(1) 調査目的	1
(2) 調査対象業種および手法.....	1
2. 理容・美容産業概要	2
(1) 業界構造	2
(2) 市場規模	3
(3) 市場トレンド.....	4
3. 外資参入に関する規制・法的制約.....	11
(1) 外資規制	11
①外資参入の可否と資本比率の制限	11
②その他特殊な規制.....	11
(2) 投資奨励策・外資優遇措置	11
①投資奨励業種の該非	11
②税制優遇措置など.....	11
(3) 理容・美容産業の参入手続方法.....	12
①許認可、登録、届出等の申請先等	12
②管轄省庁・機関.....	24
③その他事業運営上の制約.....	24
(4) 日本に法人を持たない個人が現地で起業する場合の関連法規や留意点等	25
(5) 就業者に必要な資格	26
①就業者に必要な資格の有無、必要な場合の資格取得手続、更新手続.....	26
②日本の資格の有効性	31
③日本人就業者に対する規制	31
④現地スタッフの一般的な募集・採用方法	31
4. 理容・美容産業の主な事業者に関する情報.....	32
5. 重要な情報源の URL.....	34
6. 関連省庁・業界団体など問い合わせ先リスト	34
(1) 省庁.....	34
(2) 業界団体	36

1. はじめに

(1) 調査目的

本調査では、シンガポールの理容・美容産業の概要および法規制、ならびに事業参入・運営に係る基本的な申請・手続方法に関する調査を実施し、日本からシンガポール市場へ参入するにあたり、より円滑に事業を立ち上げられるようにすることを目的とする。

(2) 調査対象業種および手法

本調査では、理容店、美容室、ネイルサロン、エステサロン等の理容・美容産業を対象とする。シンガポールでは5桁で表示されるシンガポール産業分類コード（SSIC 2010¹）により産業分類がなされており、理容店、美容室、ネイルサロン、エステサロン等は、大分類 SSIC コード上2桁「96」の「その他パーソナル・サービス業」に含まれる。そのうち、中分類 SSIC コード上4桁「9602x」の「理容及び他の美容トリートメント」（図表1の網掛け部分）を対象業種とする。

図表 1 SSIC コードに基づく理容店、美容室、ネイルサロン、エステサロン等の分類

SSIC 2010	サービス分類
96xxx	その他パーソナル・サービス業 Other Personal Service Activities
9602x	理容及び他の美容トリートメント Hairdressing and Other Beauty Treatment
96021	男性向け理髪店 Men's hairdressing shops
96022	女性向けヘアサロン（含む、ユニセックス・サロン） Ladies' hairdressing shops (including unisex salons)
96023	美容院・スパ（含む、痩身エステ） Beauty salons and spas (including slimming centres)
96024	マニキュアおよびペディキュア・サービス Manicure and pedicure services
96029	その他の理容・美容サービス Hairdressing and other beauty treatment nec

〔出所〕 シンガポール統計局

本報告書に記載されている情報は、対象業種の関連政府機関・企業の公開情報および各種調査報告書に基づいている。調査実施時期は、2012年7月下旬～9月下旬である。

¹ <http://www.singstat.gov.sg/statsres/ssc/ssic2010.html>

2. 理容・美容産業概要

(1) 業界構造

シンガポールの理美容業界は、理髪店や美容室での整髪を中心とした理容サービスと、ビューティー・セラピーやネイル、脱毛、マッサージ、スパなどの美容サービスの 2 つに大きく分けられる。理容サービスでは男性のみを顧客とする理髪店があるが、その大半はユニセックス、いわゆる男女を問わず顧客にしており、10分10シンガポールドル（以下、Sドル）というスピードと効率性を売り物にしている大手ヘアカット・チェーンでも女性客が散見される。シンガポールでは、業務範囲において理容と美容の区別はない。

理容サービスと美容サービスは、全国チェーン展開をしている少数の地場または外資大手と独立系の零細・小規模事業者が乱立した構造になっている。このような対面サービス業で特徴的なのは、顧客層およびサービス提供側の質の違いによって10倍以上の価格差があることである。例えば理髪店やヘアサロンにおけるヘアカットでは大手チェーン店が10～100Sドル、独立系が7～200Sドルという所まで、また美容に関連したエステサロンやスパではそのサービスや施術の内容に応じて1時間当たり60Sドルからホテル内スパにおける300Sドルまでと大きな幅がある。

美容室ではヘア以外のフェイシャル、マニキュアも提供されている場合が多い。近年、日本人スタイリスト専属の美容室が増加傾向にあるが、店舗数はそれぞれ1～2店舗のみであり規模としてはまだ小さい。ネイルサロンはここ数年で数多く出現しつつあるものの、まだ大手でチェーン展開をする事業者はわずかしかない。ネイルアートは店舗を持たず、個人がショッピングモール内の特設会場で定期的にサービスを行っているケースや出張サービスを行うところもある。

一方、フェイシャル、スキンケア、ボディトリートメント、スリミング、脱毛を主軸としている美容サービスでは、スパを併設した施設で専属のセラピストが施術を行うほか、自社ブランド美容商品の販売も行っている。

地元の美容・健康施設運営会社「メアリー・チア」は、シンガポールで10カ所の美容サロン、スパ施設を運営している最大手であり、2009年に業界で始めてシンガポール取引所（SGX）二部市場カタリストへの新規株式公開を果たした²。美容サービスでは地元のほか、日系や欧米系のスリミングセンター、スキンケアセンターなどの参入もある。

美容サービスでは消費者からの苦情も近年急増している。シンガポール消費者協会（Consumers Association of Singapore : CASE）によると、2010年に消費者から受け付けた商品・サービス購入などに関する苦情件数は前年比3.7%増の2万2,590件に増え、取り扱った苦情の内訳では、スパ施設の閉鎖が相次いだ美容関連が前年比51%増の3,111件に急増した³。苦情の内容は、サービスへの不満、誇大広告、曖昧な契約条件、強引な販売、サービスの不履行など多岐にわたっている。こうした苦情の急増を受けて、2011年7月に

² 2009年8月4日時事通信

³ 2011年2月12日時事通信

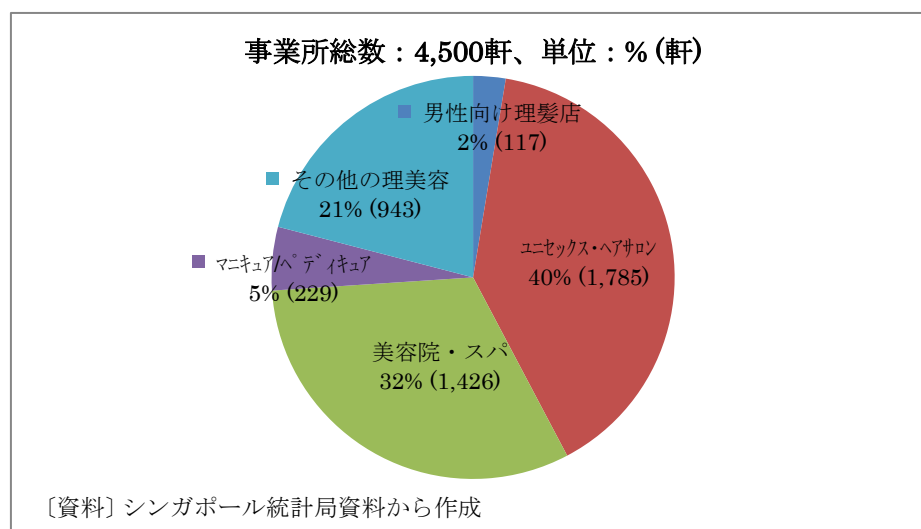
シンガポール消費者協会は、同協会の認定制度「CASE トラスト」に登録したスパ施設を対象に、万一の営業中止時に未使用前払い金の返還に応じることを担保する保険への加入を義務付けている⁴。

(2) 市場規模

シンガポール統計局のデータによると、理美容業界の事業所（営業店舗）数は2010年に4,500軒（うち、理容サービスが約42%、美容サービスが58%）、市場規模は11億2,800万Sドル（約730億円⁵、うち理容サービス30%、美容サービス70%）、付加価値額⁶は5億4,600万Sドル（約350億円、うち理容サービス33%、美容サービス67%）となっている（図表2、3、4）。2010年の総人口508万人で除すると、シンガポールでは1人当たり年約220Sドル程度の消費支出があることになる。

2010年の理美容業界の雇用は2万1,300人（内訳：ユニセックス・ヘアサロン8,400人、美容院・スパ7,200人など）で、就業者1人当たりの平均年間報酬は1万8,000Sドルだった。利益率⁷は業界全体で13.6%、事業形態ではユニセックス・ヘアサロンの利益率が17.3%で最も高かった。1事業所当たりの売上高は平均25万Sドル、営業利益は平均3万4,000Sドル、就業者数は平均4.7人と、小規模事業者による運営がその大半を占めていることがわかる。

図表 2 理美容産業の部門別事業所数（2010年）



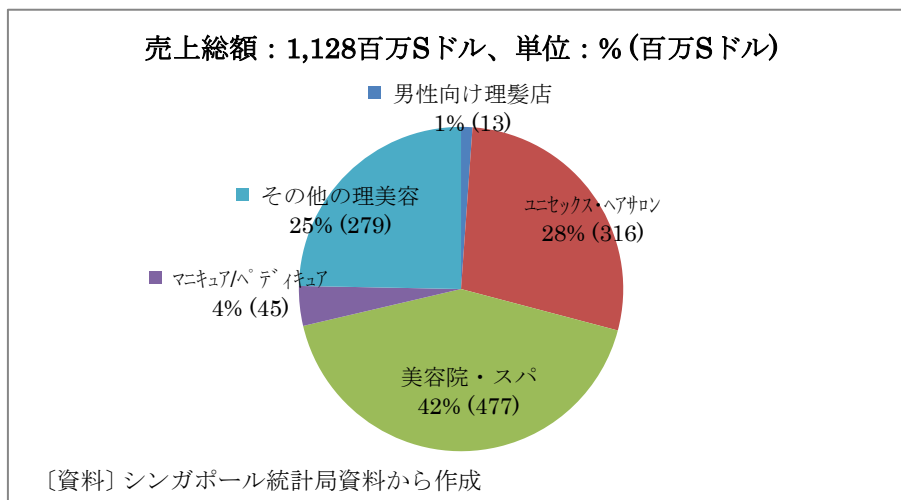
⁴ 2011年7月3日付時事通信

⁵ 三菱UFJ銀行の2010年為替レート年間平均値中値64.37円/Sドルにて算出する。

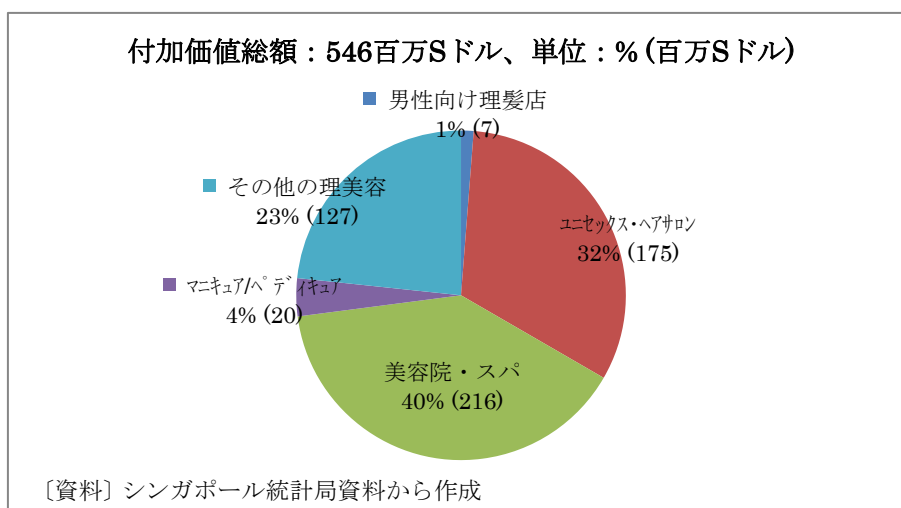
⁶ 営業利益に人件費、減価償却費を足した額とする。

⁷ 営業利益を売上高で除した比率とする。

図表 3 理美容産業の部門別売上高（2010年）



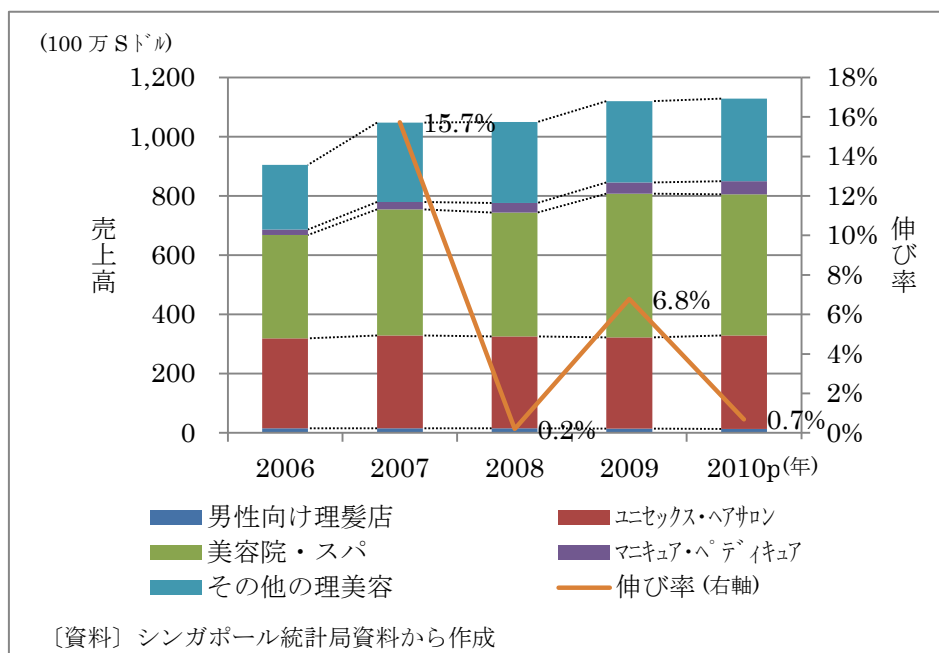
図表 4 理美容産業の部門別付加価値額（2010年）



(3) 市場トレンド

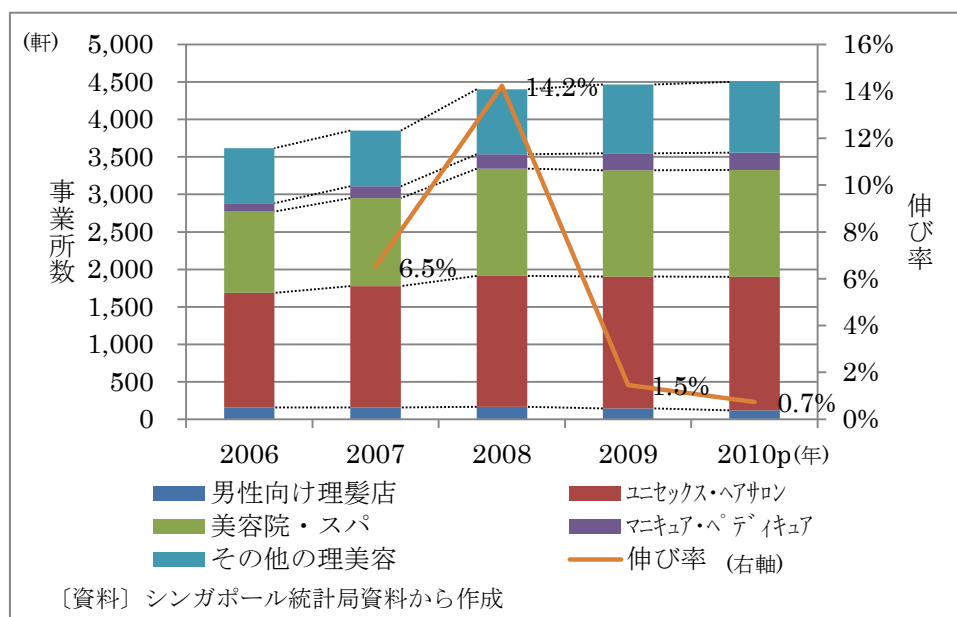
2010年の理美容産業全体の売上高は11億2,800万Sドルと前年比で0.7%増にとどまったが、金融危機を挟んだ2006年以降過去5年間の成長率は年平均5.7%を達成した。特に、金融危機が勃発する前の2007年には15.7%と急成長を達成した（図表5）。部門別売上高では、男性向け理髪店の過去5年間の成長率は年平均4.6%減（対前年比で13.6%減）と縮小しているほか、美容院・スパが8.1%増（同1.8%減）、ユニセックス・ヘアサロンが1.0%増（同2.6%増）、マニキュア・ペディキュアが24.2%増（同19.7%増）であった。美容院・スパが堅調な成長を遂げているほか、全体に占める売上高は少ないものの、男性向け理髪店の市場が縮小している反面、マニキュア・ペディキュアといった女性向けの美容サービス市場が拡大傾向にある。

図表 5 理美容産業の部門別売上高推移と伸び率



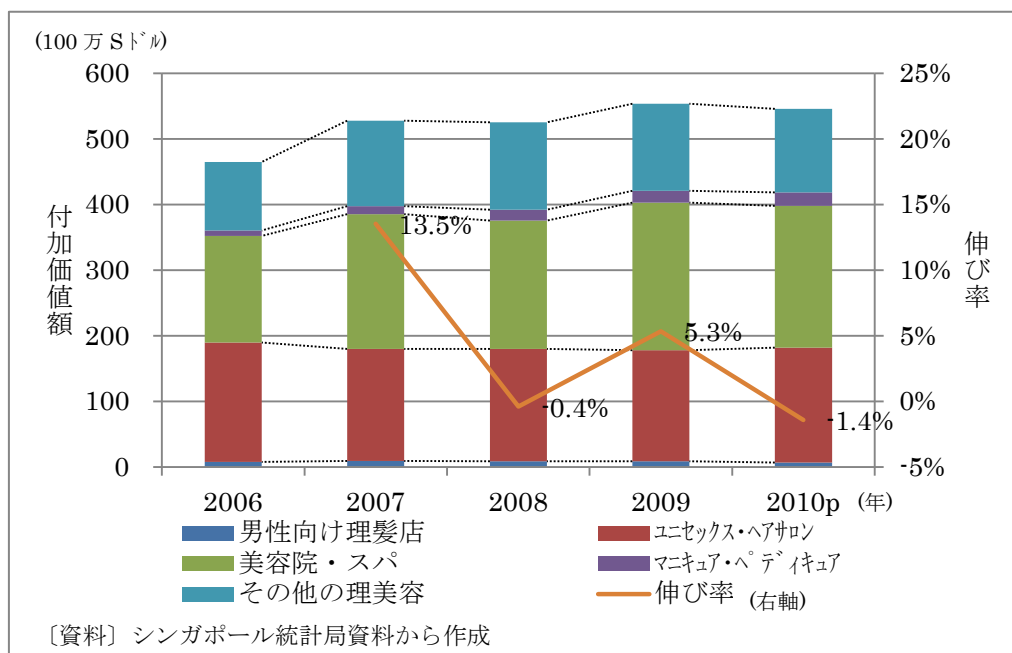
一方、2010年の業界全体の事業所数は4,500軒と前年比で0.7%増の微増であったが、過去5年間の成長率は年平均5.6%に達した。金融危機が勃発した2008年には14.2%の高成長を達成し、事業所数は前年の3,854軒から4,403軒に急増した。部門別事業所数では、男性向け理髪店の過去5年間の成長率が年平均7.1%減（対前年比で19.9%減）と縮小しているほか、美容院・スパが7.1%増（同0.4%増）、ユニセックス・ヘアサロンが3.9%増（同1.5%増）、マニキュア・ペディキュアが19.8%増（同2.2%増）であった。2006年に157軒あった男性向け理髪店は2010年に117軒に縮小し、零細店舗の廃業が進んでいることがわかる。一方、2006年に111軒であったマニキュア・ペディキュアは2010年に229軒と倍増している（図表6）。過去5年間における市場規模と事業所数の成長率はほぼ近似していることより、1事業所当たりの売上高に大きな変化はない。

図表 6 理美容産業の部門別事業所数推移と伸び率



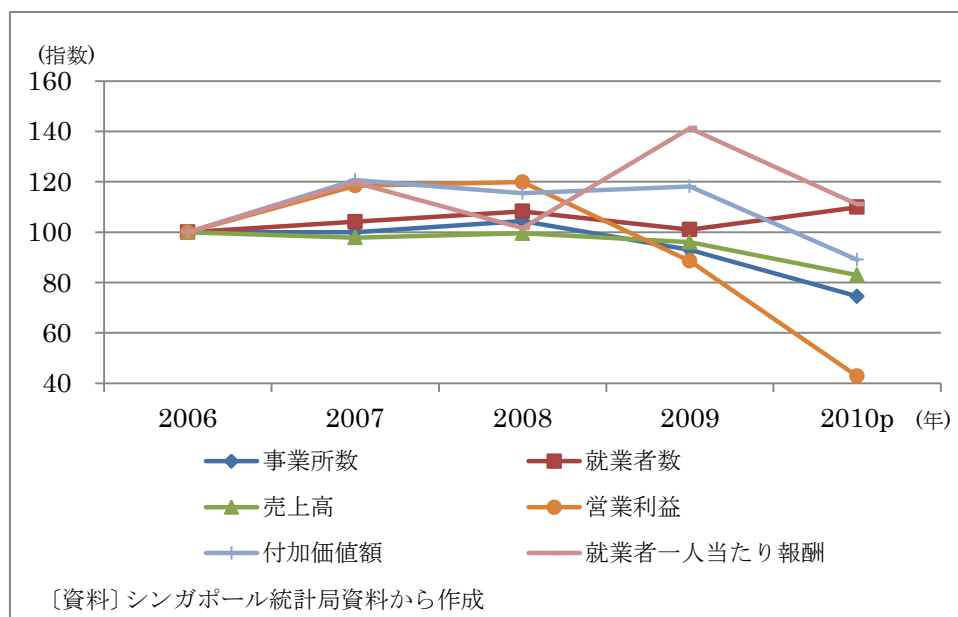
2010年の業界全体の付加価値額は5億4,500万Sドルと前年比で1.4%減となり、2007年以降、伸び悩んでいる。ユニセックス・ヘアサロンを含む理容サービスでは、過去5年間の年間平均成長率がマイナス成長となっており、人件費を除く経費の増大と価格競争から付加価値を圧迫していることが伺える（図表7）。

図表 7 理美容産業の部門別付加価値額推移と伸び率

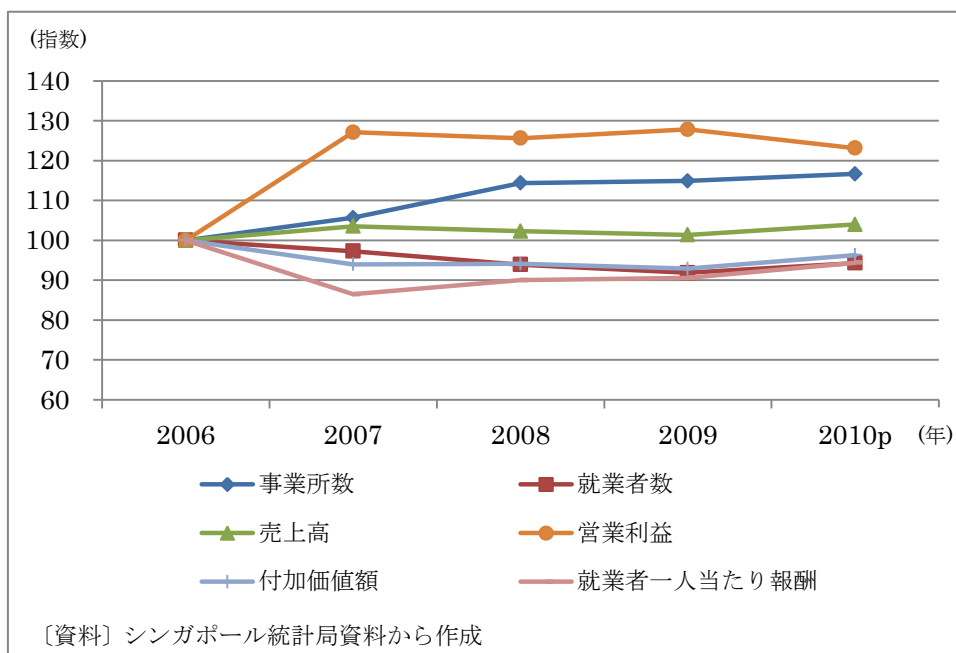


2006年の事業所数、就業者数、売上高、営業利益、付加価値額、就業者1人当たりの報酬を100とした5年間のサービス指標の推移を見ると、美容院・スパ、マニキュア・ペディキュア部門では好調に推移し、ユニセックス・ヘアサロンも安定的に推移している。一方、男性向け理髪店は市場規模が縮小傾向にある（図表8～11）。

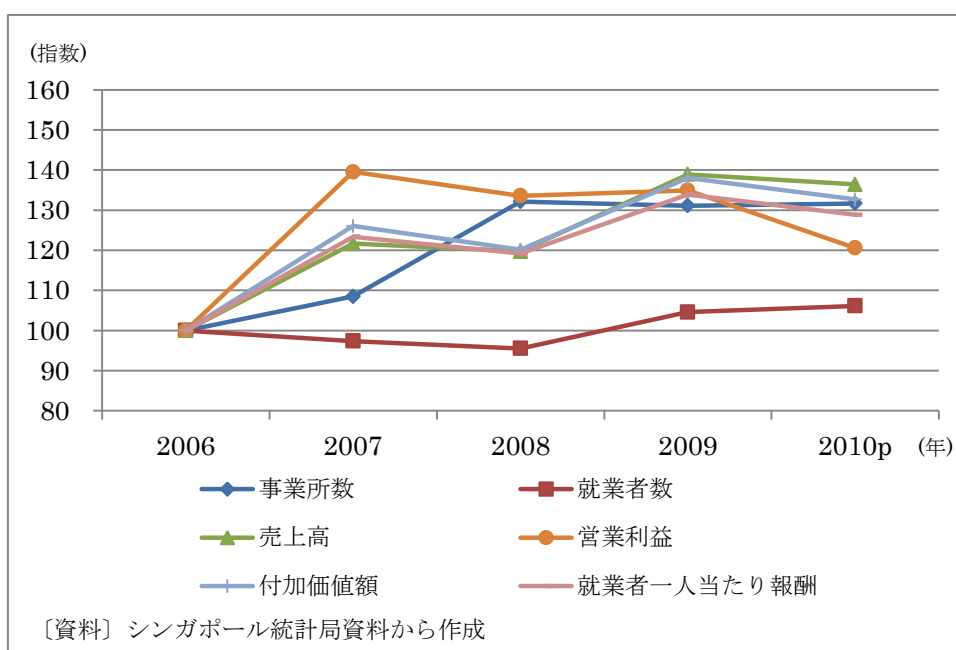
図表 8 男性向け理髪店のサービス指標推移 (2006年=100)



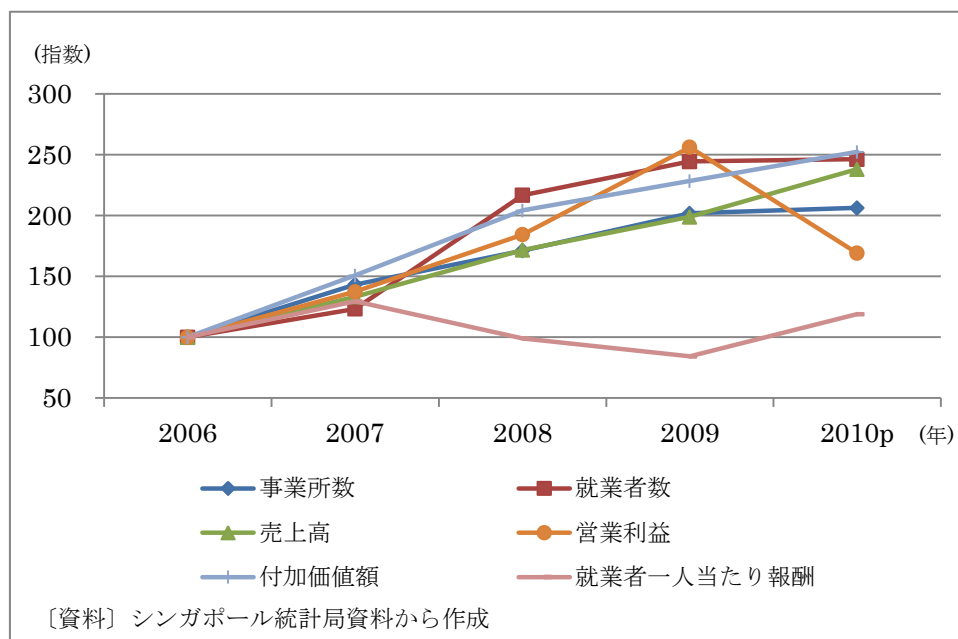
図表 9 ユニセックス・ヘアサロンのサービス指標推移 (2006年=100)



図表 10 美容院・スパのサービス指標推移 (2006年=100)



図表 11 マニキュア・ヘアケアのサービス指標推移 (2006年=100)

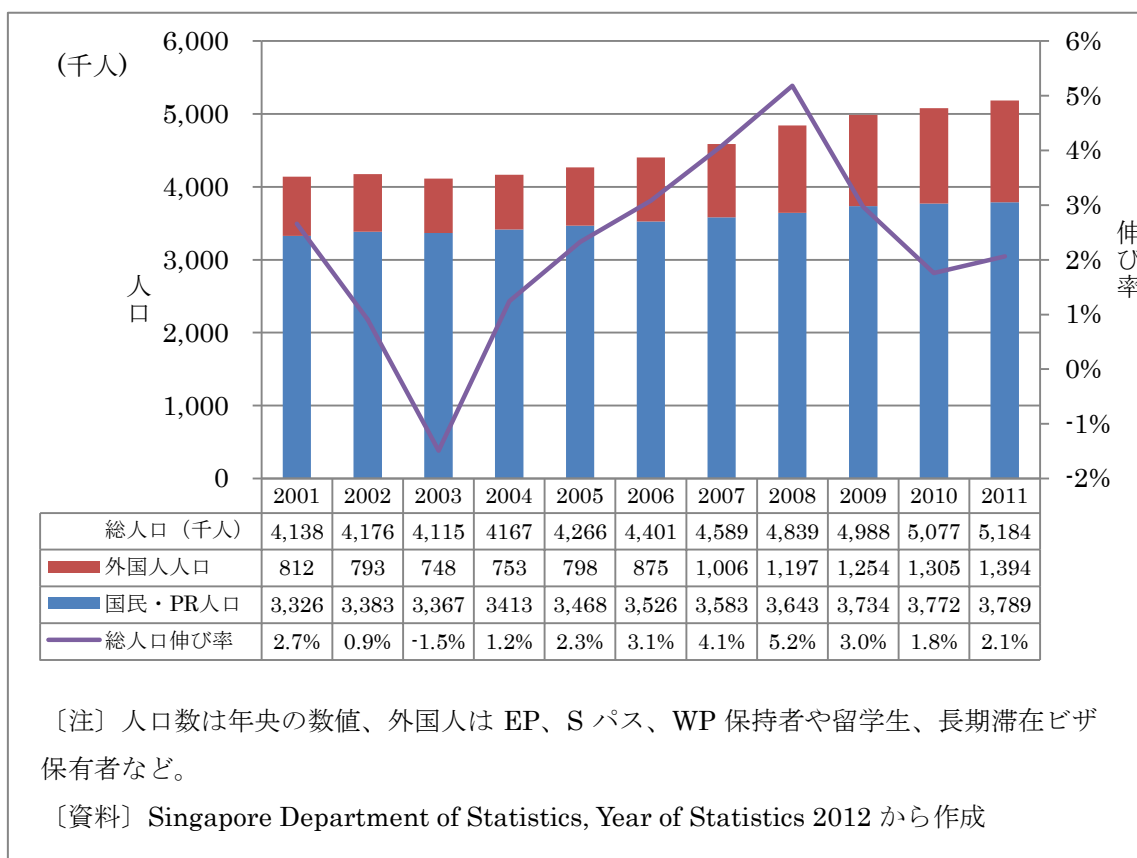


過去5年間で年平均5.7%成長した理美容市場は、今後とも人口増による高付加価値サービスの需要拡大といった追い風を受けて成長が見込まれるが、人口の増加率低下の影響を受けて、その成長は若干鈍化するものと予想される。

2012年統計白書によると、シンガポールの2011年年央の人口は約518万人であり、5年前の2006年以降の年平均人口増加率は3.3%である。シンガポール国民および永住権保有者の合計である居住者の年平均増加率が1.5%であるのに対して、EP、Sパス、WPなど就労許可証や学生ビザ、帯同者ビザを取得して長期間滞在する非居住者外国人の年平均増加率が9.8%と急激に増加した(図表12)。国連による2010年から2015年までの人口増加率は若干鈍化して年平均約1.1%とされており、それに基づくと2015年には人口が約538万人に達する⁸。シンガポール政府は2010年、国民の労働生産性を引き上げるという新経済戦略に基づき、外国人労働者への過度な依存を抑制し、外国人労働者を全労働人口の3分の1に抑えるという目標を設定した。これを受け、政府は低熟練労働者から幹部職、永住権(PR)に至るあらゆるレベルの外国人の受け入れ基準を徐々に厳格化している。

⁸ http://esa.un.org/unpd/wpp/unpp/panel_population.htm

図表 12 シンガポールの人口推移と伸び率



シンガポールでは経済成長を背景にアジアからの観光客が増えたほか、マリーナ・ベイ・サンズなどカジノ併設総合リゾートの人気も集客効果を高め、シンガポールを訪れた外国人旅行者は 2011 年に前年比 13%増の 1,320 万人と 2 年連続で過去最高を更新した。しかし、外国人旅行者の平均滞在日数は 4 日未満と短いため、スパを除いて外国人旅行者が理美容業の市場に与える影響は限定的であると言える⁹。

業界の構造は、規制が少なく投資コストも低いため新規参入が比較的容易であることから、過剰出店を背景とした価格競争の激化による経営環境の悪化という構造的な問題も抱えている。理髪店や美容室の大半が個人経営の小規模店となっており、長い労働時間の割には収入が低いとされる。今後、業界の構造は個人事業主を中心としたものから大手プレイヤーによるチェーン化が進むと予想されている。理容サービスでは主に男性向けの伝統的な理髪店がユニセックス・ヘアサロンに姿を変えていき、美容サービスではデイ・スパを中心としたビューティー・セラピーの需要も伸びると見られている。

⁹ 外国人旅行者の統計はシンガポール観光局 (STB) ウェブサイト (<http://www.stb.gov.sg>) にある観光統計白書より

3. 外資参入に関する規制・法的制約

(1) 外資規制

①外資参入の可否と資本比率の制限

理美容業界への参入にあたり外資を制限する法規や規制はなく、外資 100%の出資が可能となっている。

②その他特殊な規制

エステティックサロン、ボディトリートメント、マニキュア、ペディキュアなど美容サービスのうちマッサージ事業所法の適用対象となる事業を展開する場合には、最低払込資本規制、外国人の雇用制限等が課せられる。詳細は後述の「理容・美容産業の参入手続方法」を参照のこと。

(2) 投資奨励策・外資優遇措置

①投資奨励業種の該非

理美容産業は、政府による投資奨励産業の対象となっていない。

②税制優遇措置など

理美容産業は、投資奨励業種でないため、外資に対する税制優遇措置は特段設けられていない。理美容産業に限定した優遇措置ではないものの、地場中小企業を対象にした支援プログラムや国際化のための支出に対する二重税額控除制度がある。

規格生産性革新庁（SPRING）は国内のスタートアップ企業、中小企業を対象に、資金調達、技術革新、商品・サービスの向上を促進するため、地場企業融資制度（LEFS¹⁰）、地場企業技術支援制度（LETAS¹¹）をはじめとする中小企業能力開発プログラム、中小企業財務支援プログラム、業界支援プログラム、スタートアップ企業支援プログラムを設けている。これら支援プログラムの対象となるためには、30%以上が地元資本であること、操業して3年以上経過していること、従業員数が10～200名であること、年間売上高が500万～1億Sドルなどの条件がある。そのため、外資でも地場資本を30%入れて一定規模に達すると、地場中小企業として、財政支援や助成金など各種プログラムを申請することが可能となる。

シンガポールで設立された企業がシンガポールを拠点として外国に進出する場合は、シンガポール国際企業庁（IE シンガポール）が管轄する国際化のための支出に対する二重税額控除（DTD：Double Tax Deduction for Internationalisation）¹²制度の下、適格費用の税

¹⁰ <http://www.spring.gov.sg/EnterpriseIndustry/FS/Pages/local-enterprise-finance-scheme.aspx>

¹¹

<http://www.spring.gov.sg/enterpriseindustry/bc/pages/local-enterprise-technical-assistance-scheme.aspx>

¹²

<http://www.iesingapore.gov.sg/wps/portal/GCP-MarketAccess/DTD>

額控除を受けることができる。この制度の下、シンガポールで登記された会社が海外での事業・投資機会を模索したり、国内外での展示会に出展しようとする場合は、フィージビリティ・スタディや市場調査に掛かる外部コンサルタントの費用、現地視察に掛かる社員の海外渡航費や展示会出展のための経費など適格支出を課税所得から二重に控除することができる。本制度は2012年4月1日以降、支出総額が10万Sドルまでは自動的に経費として二重に計上することができ、10万Sドルを超える支出については事前にIEシンガポールに申請して承認を得る必要がある。さらに、IEシンガポールでは、海外進出を決定した後、固定資産投資に対する融資を受ける制度として国際化融資制度（Internationalisation Finance Scheme）¹³も設けている。

(3) 理容・美容産業の参入手続方法

①許認可、登録、届出等の申請先等

〈事業関連法規〉

日本の理容師法や美容師法に相当する事業関連法規がシンガポールには存在しない。いわゆる自由業の範疇に属する理髪店、ヘアサロンなど理容サービスに属する事業に参入するに当たり、それを規制する法規や監督官庁がなく、会社設立時における会社法（Company Act）に基づく登録要件¹⁴を除いて、特定の許認可、登録、届出等の申請は不要となる。日本の理容師法や美容師法に規定されている作業室の面積規制や衛生面での基準もない。

ただし、美容に関連したスパ、フェイシャル、スキンケア、ボディトリートメント、マニキュア、ペディキュア、フットケアなど美容サービスを施す目的で、光、電気、スチーム、浴槽などの器具・装置を使用して処方を行う場合は、一般マッサージ業に適用される1959年マッサージ事業所法（Massage Establishment Act、1985年に改正）およびその附属規定である2004年マッサージ事業所規則（Massage Establishments Rules）の適用対象となり、事前に営業許可、登録申請を行わなければならない。

このマッサージ事業所法では、マッサージ事業所を運営する者の資格と免許の取得義務（第4~5条）、検査官による施設内立ち入り検査の権限（第8条）、罰則規定（第9条）、同法適用除外となるサービス範囲（第10~11条）、事業所の管理運営、衛生基準、免許の条件など細則を定める大臣の権限（第13条）などが規定されている。

なお、マッサージ事業所法では、同法の適用除外となるサービス範囲を以下のように定めている（図表13）。これによると、美容室で顔または頭皮のマッサージやマニキュア・サービスに限定したサービスを、女性客に対してのみに施す場合、あるいは店舗を訪れている客全員がその施術を眺めることができるような開放型レイアウトになっている場合には、同法が適用除外となり、登録または免許申請は不要となる。

¹³ <http://www.iesingapore.gov.sg/wps/portal/GCP-Financing/IFS>

¹⁴ ジェトロ HP の制度紹介「外国企業の会社設立手続き・必要書類」
（http://www.ietro.go.jp/world/asia/sg/invest_09/）を参照のこと。

図表 13 マッサージ事業所法の適用除外となるサービス範囲

S/N	マッサージ事業所法の適用除外となるサービス範囲
1	以下のいずれかの者によりマッサージを施す場合； ① シンガポール理学療法協会（Singapore Physiotherapy Association）の会員であるフィジオセラピスト ② 伝統的漢方医療法士法（Traditional Chinese Medicine Practitioner Act）に基づいて伝統的漢方医療法士として登録され、有効な資格証明書を保持している者 ③ シンガポール作業療法士協会（Singapore Association of Occupational Therapists）の会員である作業療法士
2	理容師または美容師により運営されている事業所が、顔または頭皮のマッサージやマニキュア・サービスに限定したサービスを、女性客に対してのみに施す場合、あるいは店舗を訪れている客全員がその施術を眺めることができるような開放型レイアウトになっている場合

〔出所〕 シンガポール警察ウェブサイト¹⁵

〈具体的な営業許可・登録申請手順(届出時の審査事項、要件等)〉

理髪店やヘアサロンなど理容サービスの開業には、会社設立における一般的な会計企業規制庁（ACRA）への会社登記¹⁶のみとなる。美容サービスのうちヘア以外のマニキュア、ペディキュア、理学療法（フィジオセラピー）、エステティックサロンなど美容に関連したマッサージをサービスに加える場合は、マッサージ事業所法に基づいて、マッサージ事業所免許（Massage Establishment Licence：ME 免許）が必要となる¹⁷。ME 免許の申請先は内務省（Ministry of Home Affairs：MHA）傘下のシンガポール警察（Singapore Police Force：SPF）の免許規制局（Police Licensing & Regulatory Department）となる。

ME 免許はサービス範囲に応じて、免許申請が免除となる免除 ME（図表 14）、分類 I 仮 ME 免許、分類 I ME 免許、分類 II ME 免許に 4 分類されており、申請者は事業内容に応じていずれかの分類を選択して申請することができる。

図表 14 マッサージ事業所法に基づく免許申請が免除（免除 ME）となるサービス範囲

S/N	免除 ME のサービス範囲
1	フットリフレクソロジスト、伝統的マッサージ、フィジオセラピー、治療用マッサージなどを施す事業所で、以下の要件を満たす場合； ① 事業所内で個室、間仕切り等他の顧客の視界を遮るパーティションがないこと ② 事業所の外部から事業所内を眺めることができ、入り口やショーウィンドーが着

¹⁵ http://www.spf.gov.sg/licence/frameset_ME.html

¹⁶ http://www.acra.gov.sg/Company/Starting_a_Company/Incorporating+a+Local+Company.htm

¹⁷ マッサージ事業所法の適用除外となるサービス範囲に該当する場合を除く。

	<p>色ガラス、カーテン、ブラインド、ポスター等で視界を遮られていないこと</p> <p>③ 従業員がシンガポール人、永住権保有者、マレーシア人で有効な労働許可を保有している者に限定していること</p> <p>④ 事業所の管理者が免許係官に営業に関する詳細を登録し、規定されている細則を遵守している場合</p> <p>⑤ マッサージを施す者は適切な服装を着用していること</p> <p>⑥ 従業員は事業所の外で勧誘や客引きをしないこと</p>
2	<p>日焼けサロンのサービスを施す事業所で、以下の要件を満たす場合；</p> <p>① サービスが人ではなく自動制御装置の付いた機械により行われること</p> <p>② 日焼け処方や着替え以外の目的で個室、間仕切り等視界を遮るパーティションがないこと</p>

〔出所〕 シンガポール警察ウェブサイト¹⁸

4つの分類につき、それぞれ具体的な営業許可・登録申請の要件を図表 15 に示す。通常、美容関連のスパやエステティックサロン、ボディートリートメントを施す新規事業者は事業所の立地や外国人の雇用に関して制限の少ない分類 I 仮 ME 免許の申請を行う傾向にある。

¹⁸ http://www.spf.gov.sg/licence/frameset_ME.html

図表 15 マッサージ事業所法に基づく免許・登録申請が必要となる4つの分類の申請手順・要件

S/N	項目	免除 ME	分類 II ME 免許	分類 I ME 免許	分類 I 仮 ME 免許
I. 申請・登録手順					
1	登録または免許要件	登録	免許	免許	仮免許： 分類 I ME 免許の取得要件を満たすために 6 カ月間の仮免許が与えられる。その間に取得要件を満たすことができなければ仮免許は失効する。新規に分類 I ME 免許を申請する事業所はまず分類 I 仮 ME 免許を申請する。
2	登録または免許費用	不要	免許費用として年間 525 ドル	免許費用として年間 525 ドル	免許費用として年間 525 ドル
3	申請者の資格要件： 申請時点で 21 歳以上であること、外国人の場合は有効な就業許可書を保有していること	適用	適用	適用	適用
II. 免許資格要件： 内装、機材購入、営業所の賃貸など初期投資は付与される免許の取得理由として考慮されない。申請者は、営業所の使用や内装を始める前に必要な ME 免許・認可を取得しなければならない。申請者は、免許申請後に免許係官により要求される附属書類を提出しなければならない。					

S/N	項目	免除 ME	分類 II ME 免許	分類 I ME 免許	分類 I 仮 ME 免許
4	事業所の立地： ME の事業所はすべてシンガポール警察免許規制局の承認が条件となる。	ショップハウス、HDB センター、民間ショッピングセンター、商業コンプレックス、ホテル等を含む認可された賃貸物件。	居住区域、病院、学校、礼拝所から離れた場所ではない。この分類の ME は HDB 居住区域内の HDB センター、商業コンプレックスで操業できない。	ショップハウス、HDB センター、民間ショッピングセンター、商業コンプレックス、ホテル等を含む認可された賃貸物件。	ショップハウス、HDB センター、民間ショッピングセンター、商業コンプレックス、ホテル等を含む認可された賃貸物件。
5	マッサージ師・セラピストの資格要件： シンガポール警察の免許規制局が認定する資格証明のみが考慮される。	不要	2015 年まで段階的にマッサージ師・セラピストの 80% が認定された資格証明書を保有していなければならない。 <u>申請・更新年の資格要件</u> 2012 - 50% 2013 - 60% 2014 - 70% 2015 - 80%	マッサージ師・セラピストの 80% が認定された資格証明書を保有していなければならない。	マッサージ師・セラピストの 80% が認定された資格証明書を保有していなければならない。
6	CASE トラスト： シンガポール消費者協会（CASE）の認定制度「CASE トラスト」への加入。	不要	不要	パッケージ化された全額前払いのトリートメントを提供する事業所には CASE トラストへの加入が義務付けられている。	パッケージ化された全額前払いのトリートメントを提供する事業所には CASE トラストへの加入申請に対する受諾書が必

S/N	項目	免除 ME	分類 II ME 免許	分類 I ME 免許	分類 I 仮 ME 免許
					要となる。CASE トラストの認証を受けるには最大 6 カ月を要する。
7	最低資本要件： 最低 5 万 S ドルの払込資本金（内装、固定資産、賃料を含む）。申請者は事業所の内装を始める前に免許を取得する。	不要	不要	適用	適用
8	施設要件： 最低 2 年間の賃貸期間または最低 100 平米の床面積。	不要	不要	適用	適用
9	制服の着用： 全従業員を対象に就業時間中の着用を義務付ける。	不要	適用 2012 年 7 月 1 日以降、制服着用が義務付けられた。	適用	適用
Ⅲ. 営業上の条件					
10	営業時間	規制なし	午前 10 時～午後 11 時	規制なし	規制なし
11	従業員の雇用	シンガポール人、永住権保有者、マレーシア人で有効な労働許可書の保有	シンガポール人、永住権保有者、マレーシア人で有効な労働許可書の保有	規制なし、外国人の雇用は人材省の雇用割当に準ずる。	規制なし、外国人の雇用は人材省の雇用割当に準ずる。

S/N	項目	免除 ME	分類 II ME 免許	分類 I ME 免許	分類 I 仮 ME 免許
		者のみが就業できる。	者のみが就業できる。		
12	従業員の登録要件： 事業所内で勤務する事務員、清掃員、マッサージ師、セラピスト等を含む。すべての従業員は18歳以上でなければならない。	不要	適用 従業員を正式雇用する前に免許規制局に登録して許可を取得する。従業員が他の事業所で就労する場合には別途登録しなければならない。 <u>附属資料の提出</u> マレーシア人の従業員は労働許可書の写しを提出する。マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストの資格証明を提出する（他の従業員の資格証明の提出は不要）。この資格証明は免許更新時点にも提出を求められる。マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストの登録認可の有効期間は1年間で	適用 従業員を雇用する前に免許規制局に登録して許可をオンラインで取得しなければならない。 従業員が他の事業所で就労する場合には別途登録しなければならない。 <u>附属資料の提出</u> 外国人の従業員は労働許可書の写しを提出しなければならない。従業員の保有する資格証明の提出は不要である。	適用 従業員を雇用する前に免許規制局に登録して許可を取得する。従業員が他の事業所で就労する場合には別途登録しなければならない。 <u>附属資料の提出</u> 外国人の従業員は労働許可書の写しを提出する。マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストの資格証明を提出する（他の従業員の資格証明の提出は不要）。この資格証明は免許更新時点にも提出することが求められる。マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストの登録認可の有効期間は1年間で

S/N	項目	免除 ME	分類 II ME 免許	分類 I ME 免許	分類 I 仮 ME 免許
			ある。		ある。
13	健康診断： マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストとして就業する者は年に一度 DSC クリニックで健康診断を受けなければならない。	不要	適用 マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストとして就業する従業員の登録の際に DSC 健康診断番号が必要となる。 <u>従業員登録と健康診断の更新</u> 免許規制局は登録認可の有効期限の 2 カ月前に従業員に健康診断を受けるよう更新通知を事業所に送付する。健康診断の有効期限が過ぎた場合、マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストとして就業する従業員は勤務を継続することができない。	不要 マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストとして就業する従業員の登録の際に、既定の DSC 健康診断番号（2000MEDC200012121）を使用することができる。	適用 仮免許から分類 I ME 免許に昇格する以前に、マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストとして就業する全従業員は健康診断に合格していなければならない。 <u>従業員登録と健康診断の更新</u> 免許規制局は登録認可の有効期限の 2 カ月前に従業員に健康診断を受けるよう更新通知を事業所に送付する。健康診断の有効期限が過ぎた場合、マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストとして就業する従業員は勤務を継続することができない。

S/N	項目	免除 ME	分類 II ME 免許	分類 I ME 免許	分類 I 仮 ME 免許
14	事業所レイアウト： マッサージを施術する個室のドアをロックする装置を取り付けてはならない。トイレやオフィスなど従業員が使用する部屋には顧客が出入りしないよう「立ち入り禁止」の表示を掲げなければならない。すべての個室には番号が付けられ、設計図に表示されなければならない。マッサージ用の個室には絵画・スクリーン等の装飾品・構造物を設置してはならず、ドアを開けた際に部屋全体が眺められる状態でなければならない。	適用除外	適用	適用	適用
15	アルコール飲料の提供	規制しない	認められない	認められる	認められる
16	顧客の年齢制限	規制しない	免許規制局の承認がない限り、18歳以下の者は事	規制しない	規制しない

S/N	項目	免除 ME	分類 II ME 免許	分類 I ME 免許	分類 I 仮 ME 免許
			業所内に立ち入れない。		
17	男性用施設と女性用施設 の分離	不要	適用	不要	不要
18	女性の顧客に対する男性 マッサージ師・セラピス トのサービス供与	規制しない	認められない	認められる	認められる

〔出所〕 シンガポール警察ウェブサイト¹⁹

¹⁹ http://ww.spf.gov.sg/licence/frameset_ME.html

免許または登録申請は現地の会社設立後にオンライン・ビジネス・ライセンシング・サービス (OBSL) ²⁰を通して行い、申請の許可まで通常、12 営業日を要する²¹。申請後に提出する書類は、シンガポール警察の免許規制局へ送付する。免許の有効期間は通常 1 年であるが、ケースバイケースで 2 年以上付与されることもある。

事業所の立地については、上記図表 15(4)の制限があるほか、契約した事業所用の賃貸物件によっては、火災予防法 (Fire Safety Act) に基づいて民防部隊 (Singapore Civil Defence Force : SCDF²²) より火災予防許可 (Fire Safety Permit)、計画法 (Planning Act) に基づいて都市再開発庁 (Urban Redevelopment Authority : URA²³) より用途変更許可 (Planning Permission For Proposed Use of Premises)、または住宅開発庁 (Housing Development Board : HDB²⁴) より使用許可、建築建設庁 (Building & Construction Authority : BCA) よりサインボード設置に関する許可などが必要となる場合がある。これら許可申請は事業者自ら行うこともできるが、煩雑な手続きとなるため、事業所用の物件選定の前に建物の所有者や管理会社に必要な許可を確認するとともに、実際の許可申請は内装事業者に委ねることが望ましい。

図表 16 に一般的な ME 仮免許の申請手順を示す。営業開始は申請が許可され、有効な免許の受領後となる。

図表 16 ME 仮免許の申請手順

S/N	免許申請手順
1	会計企業規制庁 (ACRA) への会社登記
2	サービス内容、雇用する従業員の国籍、事業所の間取りなどを考慮して事業コンセプトと申請する免許分類の決定
3	事業所の選定
4	オンライン・ビジネス・ライセンシング・サービス (OBSL) を通じて、シンガポール警察免許規制局に対してオンライン申請。申請に必要な情報は、

²⁰ <https://licences.business.gov.sg>

²¹ http://www.spf.gov.sg/licence/frameset_Overview.html?http&&www.spf.gov.sg/licence/Overview/Overview_ME.html

²² 火災予防基準や消防の所轄官庁は民防部隊 (SCDF) であり、ショッピングモールなど主要な商業用建物の管理会社にはテナントによる内装・改築などを指導する火災予防管理者 (Fire Safety Manager) の配置を義務付けており、必要に応じて、民防部隊からの許可 (Fire Safety Permit) を取得しなければならない。民防部隊は極端な安全基準違反に対して、建物使用の最大 72 時間差し止めと、建物管理者に最高 1 万 S ドルの罰金を科すことができる。SCDF のウェブサイトは <http://www.scdf.gov.sg> となる。

²³ 都市再開発庁 (URA) では計画法に基づき、土地や建物の使用目的を定めており、民間所有の物件についての用途変更は URA が所轄している。URA のウェブサイトは <http://www.ura.gov.sg> となる。

²⁴ 住宅開発庁 (HDB) が所有する HDB センター、商業コンプレックスを賃貸する場合の営業許可申請先は HDB となる。HDB のウェブサイトは <http://www.hdb.gov.sg> となる。

	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請者が設立した会社の会計企業規制庁 (ACRA) 登記番号 ② 申請者の身分証明書 (NRIC) 番号および Singpass 番号²⁵ ③ 事業コンセプトの詳細
5	免許局係官は申請者、事業パートナー、取締役と事業所の場所の適性を査定する。申請者、事業パートナー、取締役と事業所の場所が法令により不適切であると判断されると、免許局係官は申請を却下する。
6	仮認可が下りると、内装工事の開始
7	<p>免許規制局係官が書類提出を求める場合、申請者は e メールまたは SMS にてその旨通知を受ける。申請者は OBLIS にログインすると、必要とされる書類について詳しく知ることができる。ME 仮免許申請において提出が求められる書類は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 民防部隊 (SCDF) よりの火災予防許可 (Fire Safety Permit) ② 都市再開発庁 (URA) よりの用途変更許可 (Planning Permission For Proposed Use of Premises)、または住宅開発庁 (Housing Development Board : HDB) よりの使用許可 ③ マッサージ師・セラピストが資格要件を満たしていることを証明する書類 ④ 全従業員のリスト ⑤ 従業員が着用する制服の写真 (前面、側面、後面) ⑥ CASE トラストへの加入証書 ⑦ 事業所の間取り図 (物件の総床面積と賃貸期間を記述しているもの) ⑧ 最低払込資本金を満たしていることの証明書
8	<p>申請者は要求された書類をシンガポール警察の免許規制局に郵送する。申請者は附属書類に申請 Case ID 番号を記さなければならない。ファックスでの書類送付は認められない。</p> <p>(書類送付先)</p> <p>Police Licensing & Regulatory Department 391 New Bridge Road Police Cantonment Complex Block D #02-701 Singapore 088762</p>
9	附属書類を受領次第、免許規制局は書類を吟味し、書類が適切である場合は申請を処理する。
10	シンガポール警察による事業所の現場検査
11	申請者は申請状況の変更通知を e メールまたは SMS で受ける。申請者は OBLIS にログインすると、許可または却下のいずれかの結果を知ることができる。

²⁵ 税務申告や年金記録をオンラインで確認する際に必要な個人を特定するためのパスワードとなる。

12	免許費用の納付
13	仮免許発行
14	営業開始

〔出所〕 シンガポール警察ウェブサイト²⁶

〈営業開始後の検査・報告等〉

理髪店やヘアサロンなど理容サービスの営業には所轄する官庁がないため、営業開始後の定期検査や定期報告の義務は特段ない。会社法、所得税法、物品サービス税法、中央年金積立金法、外国人労働者雇用法等に基づいて、一般の会社運営に係る定期報告義務があるだけである。

美容サービスのうちマッサージ事業所法に該当するサービスを施す場合には、同法に基づく報告、書類提出等の義務が発生する。さらに、ME 免許の期限満了時における免許更新の申請、マッサージ師・セラピストの従業員、商号、取締役、管理者、営業時間、業務内容、連絡先等の変更があり次第、ME 情報の更新をオンライン・ビジネス・ライセンシング・サービス (OBLS) を通じて行わなければならない。

シンガポール警察の免許規制局による定期検査は義務付けられていないものの、顧客による苦情がある場合は免許規制局による立ち入り検査が実施される可能性がある。

②管轄省庁・機関

理髪店やヘアサロンなど理容サービスの営業を所管する管轄機関はない。ME 免許の申請先は内務省 (Ministry of Home Affairs : MHA) 傘下のシンガポール警察 (Singapore Police Force : SPF) の免許規制局 (Police Licensing & Regulatory Department) となる。

③その他事業運営上の制約

理容と美容の垣根がないため、理容と美容両方のサービスを同じ店舗で行うことができる。

美容サービスのうちマッサージ事業所法に該当するサービスを施す場合には、同法に基づく免許の分類により営業時間、出店地域、業務範囲、従業員の国籍等事業運営上の制約がある。詳しくは上述の図表 15 を参照のこと。

図表 15 項目(6)にて分類 I ME 免許または分類 I 仮 ME 免許取得者に加入が義務付けられている CASE トラスト²⁷とは、シンガポール消費者協会 (Consumer Association of

²⁶

http://www.ifaq.gov.sg/spf/apps/fcd_faqmain.aspx?qst=GDsr1bMlCkWHHQEI8e7QdLzEmvEzbPGjZpj60HNb7LVyerrZqP3lITKITGVtKM4Ln4GZX%2bdmJMoelTHw8v0PwaUJGzTKv28venme6woraKHx9QWiuabsy9UUseD7cr96k73BABPMv2NC9oSWUr6P6h5TrAG4GDUDAjUAERzZk5fYrGCTA3LYT9d%2bOTpjdHtEoybOzWZGNEf%2bB5i5snxjFFKyr%2b7jamIbbUUkfCC67nWbN%2fv%2fUVkzJN4D9RQZJywuJtIYuIKljegnG%2b%2fE5yZHtXw3FF1SBkrth64eWaXzg86dIvisXJcmHv8INttdshRPoabWi0v7IYfCJ08SoryuIDCptNU9jo%2b%2fJ2RqqfTkiACN6QMmM8hDoAO0A%2bJINAHDe1Jx93tIKbrWJvzzxvVRWg%3d%3d

²⁷ <http://www.casetrust.org.sg>

Singapore : CASE) が消費者を保護する目的で 1999 年に導入した評価制度で、対象となっている業種には、スパ・健康関連サービスのほか、旅行代理店、自動車販売、職業紹介所、オンライン e コマース、内装・インテリアデザイン、小売りなどがある。スパ・健康関連サービス事業では 2011 年 10 月 1 日から顧客にパッケージ化された全額前払いのトリートメントを提供する事業所に、万一の営業中止時に未使用前払い金の返還に応じることを担保する保険の加入が義務付けられた²⁸。5 日間のクーリングオフ期間が与えられ、解約した場合には、全額返金されなければならない。2012 年 8 月時点でスパ・健康関連サービス分野で 123 事業所が CASE トラストの認証を受けている²⁹。

(4) 日本に法人を持たない個人が現地で起業する場合の関連法規や留意点等

日本に法人を持たない個人がシンガポールで起業することに法的な制約はない。現地で設立する会社の株主が日本法人となるか日本人個人となるかの違いだけである。ただし、起業する日本人個人の就業ビザを申請する際に、申請者本人の経歴や学歴、給与、保有する資格以外にスポンサーとなる会社の資本金や事業内容が考慮されるため、相当額の資本金を払い込んでいなければならない。また、一般の就業許可書申請においては、審査される申請者の学歴においてシンガポール政府が認定する大学の卒業資格を保有していなければならない。最低月額給与がそのカテゴリーに応じて、P1（最低 8,000S ドル）、P2（最低 4,500S ドル）、Q1（最低 3,000S ドル）と決められている。そのため、起業家にとっては、払込資本金、学歴、固定経費が障害となって、会社を設立しても就業許可が取得できないというリスクも想定される。

こうした外国人起業家の誘致を目的に導入された新しい就業ビザであるエントレパス (EntrePass) は、申請者本人の経歴や学歴、保有する資格よりも事業計画をもとに審査され、最低 5 万 S ドルという比較的小資本でもパスを申請することができる。このエントレパスの申請資格にはヘアスタイリストやビューティシャンなど理容・美容関連事業も含まれているが、足つぼマッサージ、マッサージ・パーラーなどの事業は資格対象から除外されている。

エントレパスの申請者は事前に最低払込資本が 5 万 S ドルである私的有限株式会社 (Private Limited Company) を設立し、申請者本人が最低 30%の株式を保有していなければならない。また、パスの申請は会社設立後、6 カ月以内でなければならない。申請時に提出する事業計画書には、a. 事業コンセプト (Business Idea)、b. 取扱製品またはサービス内容 (Product or Service Offered)、c. 市場分析 (Market Analysis)、d. マーケティング

²⁸ スパ・ウェルネス事業所に対する CASE トラスト取得のための通達

<http://www.casetrust.org.sg/AccreditationSchemes/CaseTrustforSpaandWellnessBusiness/tabid/78/Default.aspx>

²⁹

<http://www.case.org.sg/downloads/casetrust/Spa%20and%20Wellness%20Businesses%20Offering%20Spa%20Protection%20Scheme.htm>

グ計画 (Market Plan)、e. 営業計画 (Operation Plan)、f. 財務計画 (Financial Projections)、g. 経営陣 (Management team)、h. 申請者が保有する実施許諾契約、製品検定など補足資料 (Supporting documents) などが含まれていなければならない。

申請が許可されると、有効期限が 1～2 年の就業許可証 (Employment Pass) が与えられ、その後の更新も可能である。更新時の査定基準は図表 17 のとおりである。

図表 17 エントレパス更新の査定基準

発行された就業許可証のタイプ	更新査定基準	更新有効期限
P1	① 会社がフルタイムで最低 8 名のローカル社員を雇用し、かつ ② 過去 1 年間の事業支出総額 (TBS) が 30 万 S ドル以上	純資産価値 (NAV) がプラスの場合は 2 年間、マイナスの場合は 1 年間
P2	① 会社がフルタイムで最低 4 名のローカル社員を雇用し、かつ ② 過去 1 年間の事業支出総額 (TBS) が 15 万 S ドル以上	純資産価値 (NAV) がプラスの場合は 2 年間、マイナスの場合は 1 年間
Q1	① 会社がフルタイムで最低 2 名のローカル社員を雇用し、かつ ② 過去 1 年間の事業支出総額 (TBS) が 10 万 S ドル以上	一度の 1 年間更新のみが認められ、2 度目の更新時には P1 または P2 に事業を拡張することが求められる

〔注 1〕ローカル社員は少なくとも国家技術資格 (National Technical Certificate : NTC2)、国家職業訓練専門学校修了書 (National ITE Certificate : NITEC)、または全日制で最低 2 年間の職業訓練修了書を保有する者でなければならない。

〔注 2〕事業支出総額 (Total Business Spending : TBS) とは、事業経費総額から外国の会社に支払うロイヤルティ、フランチャイズ、ノウハウなどの費用、外国の会社に支払う業務委託費、申請者やその家族の者に支払う報酬を除いた額をいう。

〔出所〕人材省ウェブサイト³⁰

(5) 就業者に必要な資格

① 就業者に必要な資格の有無、必要な場合の資格取得手続、更新手続

理髪店やヘアサロンなど理容サービスを施す事業者に就業する者は、理容師や美容師を規制する法規がないことから、業務独占的な意味での資格は必要ではない。必ずしも就業する

³⁰

<http://www.mom.gov.sg/foreign-manpower/passes-visas/entrepass/cancellation-renewal/Pages/pass-renewal.aspx>

上で取得は必須ではないものの、経歴上、一定の専門性を証明する専門資格としてシンガポールには複数の資格がある。

代表的なものは、ITE (Institute of Technical Education : ITE) と呼ばれる国家職業訓練専門学校の全日制コース取得者に対して授与される修了証明書 NITEC (National Institute of Technical Education Certificate) である。

図表 18 ITE が提供する理美容関連全日制資格コース

	資格名称 (和名)	資格名称 (英名)
1	NITEC ヘアサービス (ヘア・頭皮セラピー)	Nitec in Hair Services (Hair & Scalp Therapy)
2	NITEC ヘアサービス (ヘアファッション & デザイン)	Nitec in Hair Services (Hair Fashion & Design)
3	NITEC 美容・ウェルネス	Nitec in Beauty & Wellness
4	上級 NITEC 美容・スパ管理	Higher Nitec in Beauty & Spa Management

〔出所〕 ITE ウェブサイト³¹

一方、美容サービスのうちマッサージ事業所法の適用対象となるサービスを施す事業所に就業するマッサージ師・セラピストの最低 80%は、所轄するシンガポール警察が認定している資格を取得していなければならない。シンガポール警察により認定されている資格は、12 種類ある (図表 19)。シンガポールには民間の理美容・スパ専門学校が 30 校近くあり、中には国際資格の美容ディプロマを授与するコースも設けられている³²。さらに、マッサージ師、セラピスト、フットリフレクソロジストとして就業する者は年に一度 DSC クリニック³³での健康診断が義務付けられている³⁴。

³¹

http://www.ite.edu.sg/wps/portal!/ut/p/c5/04_SB8K8xLLM9MSSzPv8xBz9CP0os_hAoxB3IzdTEwMLzzBzA8_gsAAP1zA3A3cXI6B8JJK8v5mhAVDe3N3QNNDLODDIhIBuP4_83FT9gtvIcgCJ3pjp/dl3/d3/L2dJQSEvUUUt3QS9ZQnZ3LzZfUTJURzJGNTQwMDYERDBJMkU0TEpDSDMwMDQ/

³² 理美容・スパ専門学校は私立教育審議会 (Council for Private Education : CPE) のホームページ (<http://www.cpe.gov.sg>) で検索することができる。

³³ DSC とは Department of Sexually Transmitted Infections Control の略で、保健省傘下のナショナルスキンセンターに属する性的感染症の管理を専門とするクリニックである。詳しくはホームページ (<http://www.dsc-sexualhealth.com.sg>) 参照のこと。

³⁴ [http://www.spf.gov.sg/licence/ME/Guidelines/\(4\)%20DSC_Circular_English.pdf](http://www.spf.gov.sg/licence/ME/Guidelines/(4)%20DSC_Circular_English.pdf)

図表 19 シンガポール警察により認定されている資格

S/N	資格名	認定機関	備考
1	CIDESCO 国際美容ディプロマ (CIDESCO International Beauty Diploma)	CIDESCO	CIDESCO(Comite International D'esthetique Et de Cosmetologie)とは、スイスのチューリッヒに本部を置く国際資格認定機関で、和名称はエステティック&コスメトロジー国際委員会。
2	CIBTAC 美容セラピー・ディプロマ (CIBTAC Diploma in Beauty Therapy Services)	CIBTAC	CIBTAC (Confederation of International Beauty Therapy And Cosmetology)は、イギリスで設立された国際的な試験委員会。この国際試験を実施している学校は、世界 18 カ国、275 校以上にわたる。特に、健康、美容、癒しのスパセラピーに関する試験レベルは高く、最高権威として広く認められている。
3	CIBTAC ボディーマッサージ修了書またはディプロマ (CIBTAC Award in Body Massage or Diploma in Body Massage) CIBTAC 認定解剖生理学・病理学ディプロマ (CIBTAC Diploma in Anatomy Physiology and Pathology)	CIBTAC	同上
4	CIBTAC スパセラピー・ディプロマ (CIBTAC Diploma in Spa Therapy)	CIBTAC	同上
5	ITEC 美容専門家ディプロマ (ITEC Beauty Specialist Diploma)	ITEC	ITEC (International Therapy Examination Council) は 1947 年に英国に設立された英国の文部省にあたる Department for Education が認定する国際ライセンスの諮問機関。ITEC の試験は世界 20 カ国以上、約 500 校の教育機関で採用され、ビューティーセラピー、ストレスマネジメント、アロマセラピー、リフレクソロジー、

S/N	資格名	認定機関	備考
			リンパドレナージュ、スポーツセラピーなどのディプロマが取得できる。
6	ITEC 全身マッサージ・ディプロマ (ITEC Holistic Massage Diploma)	ITEC	同上
7	NSRS 技能基準パッケージ 1 (NSRS Skills Standards Package 1) - Provide full-body massage with oil; - Provide full-body massage without oil; - Perform manicure/pedicure; and - Perform face treatment.	NSRS	シンガポールの国家技能認定制度 (National Skills Recognition System : NSRS) は国が定める職務業績基準、職務能力、証明システムの枠組みである。このシステムはコールセンター、商工業訓練、家事労働、理髪、有害生物管理、公共清掃、不動産販売、廃棄物管理分野の技能訓練と評価を行う。2000年9月に始まったNSRSは、初期の目標を国民の技能水準、労働力の向上としていたが、34万人以上の労働者が訓練を受け技能を高めたことによって、産業界は引き続き、コールセンターや介護といったWSQの対象でない部分の訓練を続けることを希望している。
8	NSRS 技能基準パッケージ 2 (NSRS Skills Standards Package 2) - Perform manicure/pedicure; - Perform face treatment; - Provide full body-massage without oil; and - Perform Swedish massage.	NSRS	同上
9	NITEC スパセラピー (NITEC in Spa and Aesthetic Therapy)	NITEC	職業技術教育 (Vocational Technical Education : VTE) を実施する中心的な役割を果たしているのが国家職業訓練専門学校 (Institute of Technical Education : ITE) である。NITEC (National Institute

S/N	資格名	認定機関	備考
			of Technical Education Certificate) とは、中等教育修了者を対象にした全日制 2 年間の職業技術専門コースで、そのコース修了者に与えられる資格である。
10	NITEC 美容セラピー (NITEC in Beauty Therapy)	NITEC	同上
11	上級 NITEC 美容スパ管理 (Higher NITEC in Beauty & Spa Management)	上級 NITEC	上級 NITEC とは、NITEC 修了者を対象にした全日制 1 年間の上級コースで、そのコース修了者に与えられる資格である。
12	スパ分野のための労働者技能資格 (WSQ for the Spa Sector)	WSQ	労働者技能資格コース (Workforce Skills Qualifications : WSQ) は 2005 年 10 月にシンガポール労働力開発庁 (Workforce Development Agency : WDA) によって開発された技能訓練プログラムである。WDA や他機関は 10 の業界のために 20 の枠組みと 147 の資格を作成した。その中には、人材管理、人材育成、創造産業、小売、旅行、精密工学、航空宇宙、幼児教育、警備保障、社会奉仕などが含まれる。

[出所] シンガポール警察ウェブサイト³⁵

³⁵ http://www.spf.gov.sg/licence/frameset_ME.html

②日本の資格の有効性

理髪店、ヘアサロンなど理容サービスの営業においては特に資格は要求されていない。日本人就業者は就業許可申請の際にその資格の有無も考慮されるため、附属書類として就業許可申請の際に提出することが望ましい。

③日本人就業者に対する規制

政府は 2010 年、国民の労働生産性を引き上げるという新経済戦略に基づき、外国人労働者への過度な依存を抑制し、外国人労働者を全労働人口の 3 分の 1 に抑えるという目標を設定した。これを受け、外国人就業者に対する雇用許可を発給する人材省（Ministry of Manpower : MOM）は低熟練労働者から経営管理職、永住権（PR）に至るあらゆるレベルの外国人の受け入れ基準を 2011 年より徐々に厳格化している。

理美容産業は外資による投資奨励産業ではないため、現地で設立した会社に日本人就業者を派遣する場合はスペシャリストまたは上級管理職としての職位でなければ就業許可を取得することが難しいと言える。

現地で設立した会社の就業者として日本人の就業許可を申請するには、申請者本人の経歴や学歴、給与、保有する資格以外にスポンサーとなる会社の資本金や事業内容が考慮されるため、相当額の資本金を払い込んでいなければならない。また、一般の就業許可申請では、審査される申請者の学歴においてシンガポール政府が認定する大学の卒業資格を保有していなければならない。最低月額給与が管理・専門職向けの外国人就労許可証「エンプロイメント・パス（EP）」では、そのカテゴリーに応じて、P1（最低 8,000S ドル）、P2（最低 4,500S ドル）、Q1（最低 3,000S ドル）と定められている。また、月例賃金 2,000 S ドル以上の中技能向けの外国人就労許可書「S パス」所持者は全従業員の 20%³⁶までという雇用割当上限が設定されている。

④現地スタッフの一般的な募集・採用方法

理容師・美容師の資格を保有する現地スタッフを新卒で雇い入れるには ITE など国家職業訓練専門学校や民間の理美容専門学校に直接アプローチして募集することも可能である³⁷。また経験者を雇い入れるには新聞広告や人材紹介会社を利用して幅広く募集することもできる。

マレーシア人など外国人を雇用する際の低技能者向け「ワーク・パミット（WP）」所持者の雇用割当上限は、理美容産業を含むサービス業では全従業員の 45%³⁸までとなっている。

³⁶ S パス保持者の雇用割当は 2012 年 7 月 1 日より 25%から 20%に引き下げられた。

³⁷ ITE 卒業生の就職率、初任給については次のウェブサイトで参照できる。

http://www.ite.edu.sg/wps/portal/!ut/p/c5/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP0os_hAoxB3IzdTEwP3ECczA0-jQA9TAw8LY29DA6B8JJK8v5mhgYFnsLm7oWmgl3FgkAkB3X4e-bmp-gW5EeUABohkLA!!/dl3/d3/L2dJQSEvUUt3QS9ZQnZ3LzZfUTJURzJGNTQwR1RCNjBJMIFINTBIODNLMTU!/#

³⁸ サービス業におけるワーク・パミット（WP）保持者の雇用割当上限は 2012 年 7 月 1 日より 50%から 45%に引き下げられた。

雇用主は外国人労働者を雇用する際に外国人雇用税 (Foreign Worker Levy) を毎月納付しなければならないが、税額は外国人労働者の熟練度と雇用比率に応じて段階的に 240～500 S ドルと異なる。また、月例賃金 2,000 S ドル以上の中技能向けの外国人就労許可書「S パス」所持者は全従業員の 20%までという雇用割当上限が設定されている。S パス所持者の外国人雇用税は雇用比率に応じて 200 S ドル (全従業員の 10%以下) または 320 S ドル (全従業員の 10～20%) となっている。

4. 理容・美容産業の主な事業者に関する情報

個人事業主の多い理美容業界における主要企業には、業界唯一の上場企業である美容院・健康施設運営の「メアリー・チア」をはじめ、地場または欧米系スリミングセンター、スキンケアセンターなどスパ・美容関連が売上上位を占める。

シンガポールの企業信用調査会社 DP インフォメーション・グループ³⁹がまとめた「Singapore 1000 & SME 1000 2012⁴⁰」(2012 年の売上高上位 1000 社 (Singapore 1000) および中堅中小企業の売上高上位 1000 社 (SME 1000)) のうち、理美容業でランクインした企業はスパ・美容関連の 2 社のみであった。

日系では 10 分 10 S ドルという低価格で迅速なヘアカットを提供する QB ネットをはじめとして、理髪店、ヘアサロン、エステ分野で参入している企業が数多くある。日本人個人が技能と評判をもとに参入している事例もある。シンガポールでヘアサロングループを展開するオーナースタイリストの松尾俊二氏は日本でヘアサロンを経営の後、ニューヨークでトップスタイリストとして活動するなど、数十年の業界経験を持つ。1999 年にシンガポールに進出した後、多店舗化を目指し、現在ではシンガポール島内で 4 店舗を展開するほか、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピンでも店舗を展開している。

³⁹ <http://www.dpgroup.sg>

⁴⁰ 調査は、11 年 5 月末までに監査済み財務報告書を提出した 3 万 7000 社以上の企業の中から、主要大企業 1000 社と、主要中小企業上位 1000 社、外資系企業上位 100 社を選んでいる。

図表 20 理美容業における主要企業

	企業名 (HP)	設立年	業態	店舗数	売上高 (千Sドル)	備考
地場系	メアリー・チア Mary Chia Holdings Ltd www.marychia.com	1994年	スパ・スリミング・スキンケア	10	12年3月期 17,843	09年シンガポール取引所(SGX)2部市場カタリストへ上場。シンガポール以外にもマレーシアで6店舗展開。10年にサファリをテーマにした家族向け施設「サフラ・ジュロン・クラブ」など3施設を国内に開設。
	セノシス・ホールディングス Cenosis Holdings Pte Ltd www.cenosis.biz	1999年	スリミング	5	6,714	SME1000の売上高部門で1215位。シンガポール以外にもマレーシアで6店舗、中国で1店舗展開。
	ジーン・イップ・サロン Jean Yip Salon Pte Ltd www.jeanyipgroup.com	1990年	ヘアサロン 美容院	34 24	n.a.	マレーシアでも美容院5店舗展開。最も知られたブランドに付与される2010年及び2011年の「スーパーブランド賞」を受賞。同社は地元の技術学校と提携し、「ジーン・イップ美容アカデミー」を開校、NITECヘアサービス資格取得のための認定トレーニングセンター(ATC)となっている。
	キメージ・プレステッジ・サロン Kimage Prestige Salon Pte Ltd www.kimage.sg	1990年	ヘアサロン 美容院	11 2	n.a.	美容専門学校も運営。
	ユンナム・ヘアケア Yun Nam Hair Care Pte Ltd www.yunnamhaircare.com	1984年	育毛・ヘアケア	10	n.a.	シンガポール以外にもマレーシアで17店舗、中国・上海で5店舗を運営。
	バイオスキン BioSkin Holdings Pte Ltd www.bioskin.com.sg	1996年	スパ・エステ	8	n.a.	フェイシャル、痩身、ボディトリートメント、ネイルケアなど。地元の技術学校と提携し、NITEC美容セラピー資格取得のための認定トレーニングセンター(ATC)となっている。
	FIL Spa Intelligence Pte Ltd www.fil.com.sg	2008年	スパ・エステ	5	n.a.	SME1000の純利益部門で814位。スパ・セラピーの専門学校も運営。
	EC House Pte Ltd www.ec-house.com.sg	2005年	ヘアカット	30	n.a.	10分10Sドルという低価格で迅速なカット専門店。
	パーラー・グループ Parlour Group Pte Ltd www.pinkparlour.com.sg	2005年	ネイルサロン	7	n.a.	PINC (Pure Indulgence Nail Care)パーラーの名称でネイルサロンを展開
	中国系	ベイジン101 Beijing 101 Hair Care Pte Ltd www.beijing101hair.com	2009年	育毛・ヘアケア	7	n.a.
欧米系	ロンドン・ウェイトマネージメント London Weight Management Pte Ltd www.londonweight.com	2001年	スリミング	11	n.a.	マレーシアでも20店舗運営。
	ニューヨーク・スキンソリューションズ New York Skin Solutions P/L www.newyorkskinsolutions.com	2004年	スキンケア	11	n.a.	マレーシアでも19店舗運営。
	トニーアンドガイ Toni & Guy Hairdressing www.toniandguy.com.sg	1995年	ヘアサロン	5	n.a.	英国を本拠とするヘアサロン兼理容専門学校。シンガポールでも理容専門学校を運営。
日系	QBネット QB Net International Pte Ltd www.qbhouse.com.sg	2004年	ヘアカット	30	n.a.	10分10Sドルという低価格で迅速なカット専門
	シュンジマツオ・ヘアスタジオ Shunji Matsuo Pte Ltd www.shunjimatsuo.com.sg	1999年	ヘアサロン	4	n.a.	オーナースタイリストの松尾俊二氏は日本でヘアサロンを経営の後、ニューヨークでセレブリティのためのトップスタイリストとして活動するなど、数十年の業界経験を持つ。直営店・フランチャイズ店を合わせシンガポールのほか、インドネシア1店、マレーシア4店、フィリピン1店舗を展開。
	ヤマノ・シンガポール Face Plus By Yamano Asia Pacific Pte. Ltd www.faceplus.com.sg	2009年	エステサロン	1	n.a.	化粧品・美容品の製造販売、エステティックサロン経営を手掛けるヤマノビューティメイト(東京・渋谷)の海外初の店舗で、日本と同様の定額エステを展開。
	ミュゼプラチナム JG Singapore Pte Ltd www.musee-pla.asia	2010年	脱毛サロン	3	n.a.	日本で脱毛専門サロン「ミュゼプラチナム」を展開するジンコーボレーション(東京・渋谷)の子会社。
	レジーナ Regina Singapore www.regina.sg	2010年	脱毛サロン	4	n.a.	北海道・札幌に3店舗を展開する女性専用脱毛サロン「レジーナ」の子会社。提供するメニューは日本の店舗と同様、全身各部位の脱毛・フェイシャルトリートメントと美白パック、バスタアップ。
	レスイズモア Less is More Co., Ltd www.lessismore.co.jp	2009年	ヘアサロン	1	n.a.	大阪・東京に7店舗を展開する人気サロン「リムヘアー・グループ」のレスイズモア(大阪市)の子会社。
	マルリー エステティックサロン Marly Esthetic Salon	1996年	エステサロン	1	n.a.	日本人ビューティシャンによる老舗エステサロン
	クレオ Cleo Hair International www.cleo-hair.jp	2012年	ヘアサロン	1	n.a.	最新のトレンドを発信し続ける南青山で人気の美容室「CLEO」のプロデューサー笠原正史が率いる直営店。
	ジェリック・サロン Jeric Salon www.jeric.sg	1982年	ヘアサロン	4	n.a.	東京・自由ヶ丘で人気ヘアサロンを経営するカリスマ・スタイリストで、元ACQUAディレクターの中村英児氏がパートナーで、定期的に来星してサロンワークも行う。

〔注〕 売上高は DP 社の「Singapore 1000 & SME 1000 2012」に拠る。上場企業の場合は
 アニュアルレポート参照のこと。

〔資料〕 各社ホームページおよびウェブサイト情報から作成

5. 重要な情報源の URL

〈シンガポール法規オンライン〉

Singapore Statute Online

シンガポールの法規、附属規則のすべてがオンラインで公開されている。

URL : <http://statutes.agc.gov.sg>

〈シンガポール警察 免許規制局〉

Singapore Police Licensing & Regulatory Department

マッサージ事業所法などを所管する行政機関で、免許申請の手順などの情報を取得することができる。

URL : <http://www.spf.gov.sg/licence/>

〈エンタープライズワン〉

EnterpriseOne

各省庁で実施している中小企業向け行政サービスや企業支援策などの情報を一元的に提供するポータルサイトで、新規に市場参入にあたり業界の一般情報、免許要件など情報が取得できる。SPRING シンガポールが監修。

URL : <http://www.enterpriseone.gov.sg>

〈オンライン・ビジネス・ライセンシング・サービス〉

Online Business Licensing Service : OBLS

あらゆる免許の申請や登録を一元的に管理する政府のポータルサイト。

URL : <https://licences.business.gov.sg>

6. 関連省庁・業界団体など問い合わせ先リスト

(1) 省庁

〈シンガポール警察〉

Singapore Police (SPF)

内務省 (Ministry of Home Affairs) の傘下機関で、犯罪防止、治安維持を主業務とするほか、マッサージ事業所、酒類販売、公共娯楽施設、中古品販売、私立探偵事務所、警備保障会社などの規制当局・免許発行機関でもある。

住所 : 391 New Bridge Road Police Cantonment Complex Singapore 088762

Tel : +65 6835 0000 Fax : +65 6226 2254

URL : <http://www.spf.gov.sg>

〈規格・生産性・革新庁 (SPRING シンガポール)〉

SPRING Singapore

貿易産業省の下位機関で、生産性と革新、標準と品質、中小企業 (SME) ・起業家の 3 分野に焦点をあて、国内企業の生産性と競争力向上を目的に各種奨励優遇制度の策定と管理を主業務とする。

住所 : 1 Fusionopolis Walk #01-02 South Tower, Solaris Singapore 138628

Tel : +65 6278 6666 Fax : +65 6278 6667

URL : <http://www.spring.gov.sg>

〈民防部隊 火災予防避難所局〉

Singapore Civil Defence Force (SCDF)

Fire Safety and Shelter Department (FSSD)

火災予防基準や消防の所轄官庁で、火災予防法 (Fire Safety Act) に基づく火災予防許可 (Fire Safety Permit) の申請先。

住所 : 91 Ubi Avenue 4 Singapore 408827

Tel : +65 6898 1595 Fax : +65 6276 9606

URL : <http://www.scdf.gov.sg>

〈都市再開発庁〉

Urban Redevelopment Authority (URA)

計画法に基づき、土地や建物の使用目的を定めており、民間所有の物件についての用途変更は URA が所轄している。

住所 : 45 Maxwell Road The URA Centre Singapore 069118

Tel : +65 6223 4811 Fax : +65 6512 1111

URL : <http://www.ura.gov.sg>

〈労働力開発庁〉

Workforce Development Authority (WDA)

継続的な職業訓練やカウンセリング、就職援助などを通して労働者の能力向上、企業の雇用促進および競争力向上を支援する。

住所 : 1 Marina Boulevard #16-01 One Marina Boulevard Singapore 018989

Tel : +65 6883 5885 Fax : +65 6512 1111

URL : <http://www.wda.gov.sg>

〈会計企業規制庁〉

Accounting and Corporate Regulatory Authority (ACRA)

シンガポールの事業体および公認会計士に関する国家規制当局

住所：10 Anson Road #05-01/15 International Plaza Singapore 079903

Tel : +65 6248 6028 Fax : +65 6225 1676

URL : <http://www.acra.gov.sg>

(2) 業界団体

〈シンガポール消費者協会〉

Consumers Association of Singapore (CASE)

購入した商品・サービスに関するトラブルの消費者相談窓口

住所：170 Ghim Moh Road #05-01 Ulu Pandan Community Building Singapore 279621

Tel : +65 6100 0315 Fax : +65 6467 9055

Email : sayit@case.org.sg

URL : <http://www.case.org.sg>

〈シンガポール・スパ&ウェルネス協会〉

Spa & Wellness Association Singapore (SWAS)

住所：28 Sin Ming Lane, #05-143, Midview City, Singapore 573972

Tel : +65 6513 7315 Fax : +65 6659 8946

Email : secretariat@spaandwellness.org

URL : <http://www.spaandwellness.org>

〈シンガポール・スパ協会〉

Spa Association Singapore (SAS)

Tel : +65 8189 1717

URL : <http://www.spaassociation.org.sg>

〈シンガポール作業療法士協会〉

Singapore Association of Occupational Therapists

住所：Orchard Road P.O. Box 0475, Singapore 912316

Email : info@saot.org.sg

URL : <http://www.saot.org.sg>

〈シンガポール理学療法協会〉

Singapore Physiotherapy Association

住所：Tanglin P.O. Box 442 Singapore 912415

Tel：+65 9278 1211

URL：<http://www.physiotherapy.org.sg>

〈フランチャイズ・ライセンス協会〉

Franchising and Licensing Association (FLA)

地元のフランチャイズ企業の国内・海外での事業展開、フランチャイズ業界で働く人材育成を支援する。

住所：32 Maxwell Road #02-14 Maxwell Chambers Singapore 069115

Tel：+65 6333-0292 Fax：+65 6333-0962

URL：<http://www.flasingapore.org>

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。